

支援金② 休業等要請に協力する支援金について

対象は

北海道の休業等要請に対して、休業などに取り組み、北海道から支援金20万円又は10万円を受給した協力事業者の方が対象です。

支援金を請求するには

市への手続きは、北海道の支援金給付の決定後になりますので、先に北海道への支援金の給付申請が必要です。

休業等要請の範囲、支援金額、給付の方法、申請に必要な書類等は、北海道が定めます。現在の状況は「北海道のお知らせ」でご確認ください。

市では、北海道の支援金決定通知などを協力事業者の方が受領した段階で、市の支援金給付申請の受付を始めます。

支援金③ 宿泊施設及び交通事業者への支援金について

ホテル、旅館業、バス、タクシー事業者の皆様へ、市から請求に必要な書類を郵送しますので、内容を確認の上、市に提出して下さい。